

第1章 独占禁止法制等の動き

第1 独占禁止法の改正及び「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案」の国会提出

1 デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律案の制定に伴う独占禁止法の改正

公示送達についてインターネットによる閲覧等を可能とする独占禁止法の改正を含む「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律案」が、令和5年3月7日、第211回通常国会に提出された。

2 「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案」の国会提出

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」（令和4年6月7日閣議決定）において、フリーランスの取引適正化のための法制度について検討し、早期に国会に提出するとされたこと等を踏まえ、我が国における働き方の多様化の進展に鑑み、個人が事業者として受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備するため、特定受託事業者に業務委託をする事業者について、特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示を義務付けるなどの措置を講ずることを内容とする「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案」が、令和5年2月24日、第211回通常国会に提出された。

第2 その他所管法令の改正等

1 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第四十条の処分に関する規則の制定

「デジタル化等社会経済の変化に対応した競争政策の積極的な推進に向けて―アドボカシーとエンフォースメントの連携・強化―」（令和4年6月16日公表。詳細は第4章第1を参照）において、実態調査等の目的を達成するために必要かつ相当な範囲において、独占禁止法第40条に規定する調査権限を行使することとされた。これを受け、独占禁止法第40条に規定する調査権限に係る送達すべき書類等を定めるため、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第四十条の処分に関する規則」（令和4年公正取引委員会規則第2号。令和4年8月12日公布、同日施行）を制定した。

2 公正取引委員会事務総局組織令等の改正

「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」（令和4年10月28日閣議決定）等に基づく中小下請取引適正化に向けた執行強化のため、公正取引委員会は、以下のとおり公正取引委員会事務総局組織令（昭和27年政令第373号）等の改正を行った。

(1) 公正取引委員会事務総局組織令の改正

事務総局の官房に置かれる参事官を一人増員することを内容とする公正取引委員会事務総局組織令の改正を行った（公正取引委員会事務総局組織令の一部を改正する政令（令

和4年政令第375号。令和4年12月9日公布、同日施行))。

(2) 公正取引委員会事務総局組織規則の改正

事務総局の経済取引局取引部企業取引課に企画官一人を置くこと等を内容とする公正取引委員会事務総局組織規則（昭和53年総理府令第10号）の改正を行った（公正取引委員会事務総局組織規則の一部を改正する内閣府令（令和4年内閣府令第64号。令和4年12月9日公布、同日施行））。

(3) 公正取引委員会事務総局組織規程の改正

事務総局の経済取引局取引部企業取引課に転嫁円滑化対策調査官27人以内を置くこと等を内容とする公正取引委員会事務総局組織規程（昭和40年公正取引委員会規則第1号）の改正を行った（公正取引委員会事務総局組織規程の一部を改正する規則（令和4年公正取引委員会規則第3号。令和4年12月9日公布、同日施行））。

3 公正取引委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の改正

独占禁止法等に基づく手続について、申請者等の利便性の向上及び行政事務の効率化を図るため、公正取引委員会ホームページシステムの更改に合わせてオンラインによる受付機能を拡充等したことに伴い、公正取引委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年公正取引委員会規則第1号）について所要の改正を行った（令和5年公正取引委員会規則第2号。令和5年3月31日公布、同年4月1日施行）。

第3 独占禁止法と他の経済法令等の調整

1 法令協議

公正取引委員会は、関係行政機関が特定の政策的必要性から経済法令の制定又は改正を行おうとする際に、これら法令に独占禁止法の適用除外や競争制限的効果をもたらすおそれのある行政庁の処分に係る規定を設けるなどの場合には、その企画・立案の段階で、当該行政機関からの協議を受け、独占禁止法及び競争政策との調整を図っている。

2 行政調整

公正取引委員会は、関係行政機関が特定の政策的必要性から行う行政措置等について、独占禁止法及び競争政策上の問題が生じないよう、当該行政機関と調整を行っている。